

## 令和5年度第1回自立支援協議会定例会議議事録

開催日：令和5年7月25日（火）

時間：14時より15時40分まで

場所：荒川区役所本庁舎3階 304・305会議室

事務局：

時間になりましたので令和5年度第1回荒川区自立支援協議会を始めさせていただきます。本日はお忙しい中お集まりいただきましてまことにありがとうございます。本日進行を務めさせていただきます障害者福祉課長です。よろしくお願いいたします。最初に福祉部長よりご挨拶を申し上げます。

福祉部長：

本日は本当にお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。開会に際して一言だけご挨拶を申し上げます。この自立支援協議会の設置の目的について、私から恐縮ですが改めて確認をさせていただければと思います。相談支援事業等をはじめとします地域における障がい者等への支援体制の整備に関しまして、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として設置されたものです。区といたしましても非常に重要な会議だと考えております。そういった意味からも地域の関係者の皆様方にお集まりいただいて、個別のいろいろな事例を踏まえながら、そこから課題等を抽出して、今後の荒川区におけるサービス態勢・基盤整備に果敢に取り組んでいかないとけないと思っております。

と言いながらも新型コロナウイルス感染症の関係で、令和元年度に開催して以降、なかなか一堂に会していただく機会が持てず、書面開催と動画配信等で会合させていただきました。各委員の方々からはご評価いただきありがとうございますという気持ちもあるのですが、やはり地域の関係者の皆様方の顔の見える関係で意見交換するという大事な場なので、なるべく対面で開催できないかという声も合わせて要望していただいたところです。そういった意味では4年ぶりの開催とさせていただくことになりました。いろいろ活発なご意見をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

（事務局による資料の確認と委員の紹介 次第・資料1～6・参考資料1～5）

事務局：

それでは早速議題に入らせていただきます。ここからは本日の進行を会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

会長：

よろしくお願いいたします。先ほど福祉部長からもお話がありましたが、久しぶりの対面開催で非常に良かったと思っております。特にこの医療福祉における「顔の見える関係」、あるいは「手と手を取り合う関係」というのは非常に重要で、なかなかウェブではこれは得られないということで令和元年以来のことです。まだ5類になったとは言ってもコロナは結構流行っていて、私のところでも毎日陽性者が出ております。そういう状況になりますけども、重症化がかなり防げているのが今のオミクロン株の特徴です。コロナ禍ではありますが、こうしたことを積み重ねてい

って、是非皆様方が荒川区にとってより有意義のある会としていきたいと考えておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

それではこれより令和5年度第1回荒川区自立支援協議会を開催いたします。最初の議題は「令和5年度障害者福祉予算関連について」です。それでは事務局から報告をお願いします。

事務局：

それでは資料1の「令和5年度荒川区障がい者総合プラン重点施策と予算について」の説明をさせていただきます。まず障がい者総合プランは、平成29年度に作成し平成30年度から令和5年度までを計画期間としております。今回は最終年度であります、令和5年度の予算について障がい者総合プランで定めた重点施策に関連する予算についてご説明をさせていただきます。

まず基本方針1、「障がい者の相談・支援体制の充実」です。一番上の総合的な相談支援体制の充実について予算額は31,439千円、内容は主に令和2年度に設置した基幹相談支援センターの運営等に係る経費や、自立支援協議会の運営経費に係る予算となっております。その下の福祉施設入所者等の地域生活への移行の推進については予算額が23,060千円、主に地域移行には欠かせない三つのサービスの地域移行支援・地域定着支援・自立生活支援の経費になっていきます。

続きまして基本方針2、「バリアフリーの推進」です。一つ目は意思疎通支援の充実について、予算額は23,381千円となっており、主にコミュニケーション支援事業や手話講習会に関する費用、盲ろう者の生活支援推進事業等に係る予算を計上しております。その下の障がい者差別の解消ですが、障がい者に関する理解と促進や差別の解消に関すること等につきまして意識啓発の事業の予算となっております。これまではパンフレットや啓発グッズの作成・講演会の実施などに取り組んでまいりましたが、引き続き取り組んでまいります。

続きまして基本方針3、「障がい者の住まい・日常生活に対する支援」です。施策のグループホームの整備の推進・運営について、予算額は54,425千円となっており、主にグループホームの設置推進事業や消防施設整備補助事業等につきまして予算を計上しております。さらに令和5年度から新しく重度障がい者グループホーム整備事業として、重度障がい者を受け入れるグループホーム設置の促進を図るため、重度障がい者を受け入れることを条件として、グループホーム整備に対する補助の事業に新たに着手し、これに関連する予算として17,325千円を計上しているところです。

続きまして基本方針4、「障がいのある子どもの健全育成」についてです。施策としては障がい児支援の充実で、予算額が1,119,740千円となっております。障がい児通所支援事業費や日中一時支援事業等が関連予算となっております。また令和6年度に『たんぽぽセンター』が児童発達支援センター化する関係で、今年度におきましては工事費を計上しております。

基本方針5、「障がい者の自立・就労支援、生きがいの創生」については、施策の就労支援の強化につきまして、予算額が214,300千円となっております。主に就労センターの運営費や障がい者雇用支援事業、また障がい児福祉サービスである就労移行・就労定着支援も計上しております。令和8年度までに法定雇用率が段階的に引き上げられるなど、障がい者の就労機会が拡大される中、さらなる就労や生活面に対する支援が必要になると考えております。また最後の施策の文化芸術活動の促進につきましては、生活実習所等において絵画を行ったり、『アクロスあらかわ』では登録団体が文化的な活動を行ったりしているところです。また『ゆいの森あらかわ』の一角をお借りして生活実習所等で障がい者の方が創作したものを展示するなど、文化芸術活動の促進を図っております。庁舎内においても障がい者の方が少しでも文化芸術に触れる機会を増やしていけるように取り組んでまいります。以上となります。

会長： それではただいまのご報告に対してご質問があればどうぞ。

副会長：

先ほどの重点施策についての予算額を公表していただいたのですが、バリアフリーの中でコミュニケーション事業があるのですが、今、日本財団がやっている通訳ソフト等も予算に含まれていますか。

事務局：

国の事業は国でございまして、荒川区独自でやっている、例えば電話サービス等は予算になっております。

副会長：

その項目の中には入っていますか。例えばわれわれや視覚障がいの方が聴覚障がいの方との交流をするには通訳さんがいなくなかなかできない。ちょっとした会話などもわざわざ大事な通訳時間を割いてまで日常生活のことで話をしにくいので、財団でやっているタブレット式のものがあったはずなので、そのようなものを活用できる仕組みになっているのか一つお聞きしたいのですが。

事務局：

手話通訳のものでしたら予算に計上しておりまして、その中で活用できるように準備をしております。

副会長：

項目に文言が入っていないとなかなか使いづらいというがあるので、そういうものを広げて解釈していただけるとありがたいと思います。もう一つ、五つの施策の基本方針の中で、予算枠について将来を担ってもらえる子どもさん達にも支援やお金がかかるということもよくよく分かるのですが、他の施策の方針の額と子ども支援の額があまりにも違い過ぎていて、11億というとだいたい他の予算額と2.5倍くらいで、これはほとんど人件費とかそういうものになるのですか。

事務局：

給付ですので、サービスを提供するにあたって必要となる予算となります。基本方針に紐づくものを載せているということで、当然成人の方の事業の予算は他にまたいろいろあり、これは重点施策におけるものを抜粋したものですので、これが全ての予算ではないということでご理解いただければと思います。

副会長： ありがとうございます。

会長：

よろしいでしょうか。他に何かご質問はありますでしょうか。それでは次にいかせていただきます。それでは次第4.「令和4年度の実績及び令和5年度予定等について」(資料2)につきまして事務局からご説明をお願いします。

事務局：

資料2の「令和4年度活動実績及び令和5年度活動予定等について」の1の本会ですが、こちらは本日まさに開催しております自立支援協議会の活動実績と予定を記載したものです。令和4年度の実績ですが、令和3年度の基幹相談支援センターの事業実施報告や、障がい者プランの策定に係る実態調査、コロナ禍の原油価格・物価高騰緊急対策や障がい児者福祉計画等の進捗状況の報告等となっております。令和5年度ですが、今年度新たな障がい者総合プラン策定の年となっておりますので、プラン策定に関する事、また防災マニュアルの策定等について予定をしております。続きまして2の「部会及びワーキンググループ」について、各部会の活動実績等につきましては、このあと各部会から報告をさせていただきますので、内容については割愛させていただきます。また久しぶりの開催ということもありますので、私からは部会の全体像や役割について簡単にご説明させていただきます。

2の部会及びワーキンググループのところは、荒川区の自立支援協議会の下に四つの部会が位置づけられております。そしてそれぞれのテーマごとに活動を行っているという状況です。まず一つ目は相談支援部会です。こちらは二つのワーキンググループに分かれており、地域生活支援拠点ワーキンググループは、地域生活支援拠点等の体制強化などに向けた検討などが役割となっております。研修ワーキンググループは、人材育成やその他研修の実施などが主な役割となっております。続きまして二つ目の部会は地域移行支援部会です。こちらにも二つのワーキンググループに分かれております。知的ワーキングと精神ワーキングからなっており、それぞれの障がいに応じた地域移行に向けた取組などがこのような役割となっております。三つ目はしごと部会です。役割としては就労関係機関とのネットワークの構築、自主生産品や就労機会の拡大等を検討するものとなっております。最後の四つ目は医療的ケア児等支援部会です。こちらは令和3年度から開始したもので、医療的ケア児等への支援体制の充実・強化の検討などが主な役割となっております。

会長：

それでは各部会からの代表者の発言に入らせていただきますが、よろしいでしょうか。それではまず相談支援部会の拠点ワーキンググループからお願いしたいと思います。

生活拠点ワーキンググループ担当：

私からは相談支援部会の地域生活支援拠点ワーキンググループの取組をご紹介します。5ページの資料3、地域生活支援拠点ワーキンググループの役割ということで、本ワーキンググループは地域生活支援拠点を点から面へ連携を深めるための活動を行っております。施設間や職員間との連携を深めることで、障がいのある方も地域で安心して暮らし続けることを本部会の役割としております。補足ですが、「地域支援拠点」というのは障がい者の方の高齢化、重度化、親亡き後を見据えて、緊急時の対応や施設などから地域移行を支援する場所、体制などが地域生活支援拠点という名称で呼ばれております。こちらの拠点については荒川区内7拠点が認定されております。こちらのワーキンググループはこの7拠点のメンバーに私、区職員を加えて構成されており、緊急時の対応とそれから生活拠点の施設から地域へ、この2点を主軸に活動テーマを設定し課題解決に向けて取り組んでおります。

続いて令和4年度の活動報告になります。令和4年度の活動方針は記載の通り4点あります。まず1点目は令和3年度に引き続き、将来的に緊急対応や支援調整の必要になる「リスク内包ケース」の抽出条件を整理するという事です。ここにあるリスク内包ケースというのは単身です

とか身寄りのない方、それから自ら SOS をなかなか出せない方、環境の変化に弱い方、介護者の高齢化、そういった今はリスクとして顕在化はしていませんが、時の経過と共に表面化してくるリスクを内包しているケースを実際取り扱って事例認知をしていこうということで昨年度の活動方針といたしました。2点目は実際のリスク内包ケースについて『アクロスあらかわ』・『アゼリア』・『相談支援センターあらかわ』を対象にモデル事業を立ち上げてリスク内包ケースの抽出を行いました。こちらに挙がっている相談支援事業者の実際取り扱っている案件をもとにリスク内包ケースを抽出し、議論・事例研究を行いました。そして3点目は『スクラムあらかわ』における緊急短期入所事業ガイド等の周知方法の検討で、今、『スクラムあらかわ』の方で短期入所の緊急床を2床確保いただいております。実際に緊急床を利用するために区民の皆様にもどのように流れを分かりやすく伝えるか、利用の流れを整理しました。実際に書面としてマニュアル化することができます。4点目はグループホーム『ひぐらし』における緊急時一時保護について整備し、利用ガイド等の作成の検討で、区の委託事業の方でこちらのグループホーム『ひぐらし』に緊急一時保護事業における緊急床1床を確保していただいております。例外的対応措置についてこちらのマニュアル等を整備いたしました。

続いて部会の開催状況です。昨年度は6月8日にオンライン形式で実施しました。主に令和3年度の活動内容の振り返り、令和4年度の活動内容、それから分担内容の検討を行いました。部会全体としては1回のみで開催となってしまったのですが、こちらワーキンググループのメンバーのうち3名で構成された、先ほどご紹介いたしましたリスク内包ケースを抽出する「情報共有チーム」というのを構成しまして、そちらを中心にリスク内包ケースの事例研究を進めて行く方針を固めました。実際に共有チームの方は何度か活動していただきまして、各事業所において、日々の業務で取り扱う利用者のケースのうちリスク内包ケースをそれぞれ洗い出ししていきました。

続いて令和5年度の活動について紹介させていただきます。まず本年度の活動方針は大きく2点ございます。1点目は抽出されたリスク内包ケースについて緊急時の支援態勢を構築すること。2点目はグループホーム『ひぐらし』における緊急一時保護マニュアルを作成すること。引き続き令和4年度につながる活動としてこちら2点の活動方針を掲げております。

部会の開催状況ですが、本日までに今年度は既に2回開催しております。1回目の5月の開催は昨年度の内容の振り返り、今年度の活動方針の確認をしました。その他、情報共有チームの方からリスク内包ケースに関する報告がありまして、事業所によってそのようなケースの洗い出しの基準が異なると件数も相当になったという報告がありましたので、このリスク内包ケースの事例研究を進めるに当たって、こういったものを具体的にリスク内包ケースとして取り扱うのか要件の整理が必要だと報告がありました。そしてグループホーム『ひぐらし』における緊急一時保護マニュアルの作成状況は、今日現在立ち上がっております。『スクラムあらかわ』の紹介動画のリリースについては『スクラムあらかわ』のご協力のもと YouTube の動画を作成いたしました。荒川区障がい者福祉倶楽部に掲載しておりますので、よろしければご覧いただければと思います。6月の部会の開催は情報共有チームからリスク内包ケースの要件の整理、それから件数の把握、今後の進め方の報告がありました。グループホーム『ひぐらし』における緊急一時保護マニュアルの内容を全員で確認し、区民に向けて周知を今後行っていくことになりました。

最後に、今後の主な活動予定として、引き続きリスク内包ケースの事例研究を行いまして、緊急時に必要な情報の集約と支援体制の構築を行っていくこととします。こちらは相談支援事業所連絡会で共有させていただきまして、各相談事業所様からも該当するケースのリストアップの協力を依頼していこうと考えております。ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。部会において情報共有チームのほか、緊急一時保護マニュアルを作成するチームを形成しておりますので、チ

ーム内で検討を進めたのち、部会での総意を図って行く、こちらを今後の活動予定としております。

会長：

ありがとうございました。引き続きまして、同じく相談支援部会から研修ワーキンググループの発表をお願いいたします。ご質問はご発表が終わってからまとめてさせていただきたいと思えます。よろしくをお願いいたします。

研修ワーキンググループ担当：

それでは7ページの相談支援部会ワーキンググループ令和4年度の活動報告をさせていただきます。本ワーキンググループでは、令和3年度から国の事業として開始された「重層的支援体制整備事業」をテーマとした研修を行ってきました。令和3年度に同事業の研修を行ったのですが、それに続きまして令和4年度は、重層的支援会議についてより具体的なイメージを持つために、研修ワーキンググループのメンバーが実際に悩んでいる事例を、他分野の皆さんと協力し事例検討を行う「模擬重層的支援会議」を実施いたしました。会議の概要についてご報告をいたします。

タイトルを「やってみよう【模擬】重層的支援会議」といたしまして、目的をワーキンググループのメンバーが実際に悩んでいる事例について分野横断的な事例検討を行うことで重層的支援会議のイメージをつかむとともにその意義を理解する、また前段として、事例提供者が所属する社会福祉協議会の活動について紹介することで今後の相互連携につなげることを目的といたしまして、2月3日『アクロスあらかわ』にて開催いたしました。参加者は区職員・委託職員・民間事業者・ワーキンググループのメンバー合計33名が参加いたしました。

会議の内容は1.社会福祉協議会の紹介があり、社会福祉協議会の地域ネットワーク課から社会福祉協議会の設置目的の紹介のほか、社会福祉協議会の主な事業の説明、例えばボランティアセンターの運営や募金活動・各区の施設の指定管理・施設の運営など主な事業の紹介がありました。これにつきましては参加者の皆様から「社協の事業について詳しく知ることができて良かった」といったような意見がございました。

裏面の8ページ、この会議の大きなテーマでありました重層的な相談の事例検討を行いました。実際に10代後半の引きこもりの方で、社会福祉協議会が主に家族支援で関わりを持たれている方を事例といたしまして、会議の状況が画像で提示してあります。例えばどのような支援が望まれるかですとか、どのような関わり方が有効か、巻き込むべき支援先はあるのかといったことを、グループで検討を行いまして意見の全体共有を図りました。

最後に『障がい者基幹相談支援センター』から、複層的・重層的ケースを「みんなでどうできるか、個々ではなく面的な支援をしていくことが必要」といったまとめがございました。この事例結果につきましては、参加者の皆さんから感想といたしまして「様々な分野の方が集まることで、支援の選択肢が広がることを感じた」、「それぞれ専門的な見地から意見を出し合うことの大切さを実感した」、「重層的に会議の開催が求められることを感じた」といった声が上がりました。以上簡単でございますが、相談支援部会の令和4年度の活動報告をさせていただきました。

会長：

ありがとうございました。続きまして地域移行部会知的ワーキンググループからお願いいたします。

地域移行部会知的ワーキンググループ担当：

私からは知的ワーキングの令和4年度の活動報告をいたします。まず9ページの1.令和4年度の部会の方針について、新型コロナウイルス感染拡大に伴いまして、Bさんの東京都市部のグループホーム移行が中断していたため感染状況を踏まえて移行支援を再開することでスタートしております。

2.の令和4年度の部会の開催状況は、令和4年5月30日から令和4年7月26日にかけてこのBさんの地域移行について支援を行ってまいりました。結論としてはBさんが就労移行支援ですとかグループホームの体験をすることはできたのですが、体験を終えて施設にお戻りになった後、新生活の不安・人間関係の構築の不安を覚えてちょっと情緒的に不安定となってしまいました。Bさんの意思を尊重して移行の中止、支援は一度終了という形になっております。

その後、対象になる方がなかなかいっしょになかったことで、区内のグループホームの『スクラムあらかわ』に入居する方の次の入居先を考えていくということで知的ワーキングを行っております。『スクラムあらかわ』の入居期限が3年ということで、期限前に次の居住先を合わせて検討する事態が生じていたため、知的ワーキンググループの方でこの課題に取り組んでいこうということになりました。一応関係する支援者の顔合わせや、この対象者の方の課題の整理・情報の共有といったことを目的に会議を設けることにいたしました。令和5年の3月23日にこの会を設けております。

続いて10ページの知的ワーキンググループの今後の方針ですが、荒川区内に生活拠点を移行する地域移行については、本人の状況や社会資源の不足というところでなかなか難航している側面があるのですが、現状、入居から3年以内に次の生活拠点を探していく必要がある『スクラムあらかわ』に入居する方々にスポットを当てまして、情報共有、今後の支援の方向性を検討していく形をとって行きたいと思っております。それに加えて地域移行も当然ながら考えていく必要がありますので、障害認定区分調査ですとか、入所施設を訪問した際に地域移行者の確認を随時行っていきまして、該当者がいた場合に支援関係者を集めて支援方針や体制の共有を行っていく形で考えております。私からの説明は以上になります。

会長：

ありがとうございました。続きまして地域移行部会精神ワーキンググループの発表をお願いいたします。

地域移行部会精神ワーキンググループ担当：

地域移行部会精神ワーキンググループの活動報告をいたします。精神のワーキンググループは、長期入院者の地域移行をどうするかということと、受け入れる地域の包括ケアシステムを考えていくグループになります。今年は二つのテーマを持って実施しました。

一つは平成29年から実施しております、長期入院をされている方への状況把握をするためのニーズ調査をいたしました。二つ目はニーズ調査で得られた49人の方の情報を分析することをいたしました。まずニーズ調査ですが今回は東京都八王子地域を対象に実施いたしました。実は八王子は前回平成30年に実施しております2回目となりました。対象となる市内の16の病院に、区民の入院患者の有無とそれから調査可能な対象者の方の有無を把握するために事前調査を行って実施しております。事前調査の結果、区民の方が入院している病院は4病院の10人でした。面接可能な方がいるのは3病院の7人でありました。

12月の訪問面接を一応予定していたのですが、コロナの第8波の影響で病院からキャンセルがありまして、1病院4人への実施となりました。調査に当たりましては、本人への質問票をブラッシュアップさせたり、病院のソーシャルワーカーさんへの基本情報のアンケート等を作って

事前に情報を得たり、本人様との面接の時間を十分に取れるように、と言いましても30分なのですが、十分に取れるように工夫をしております。

今回面接させていただいた方の結果としましては、4人の方いずれも50代の男性でした。入院期間は2年～20年と幅がありまして、1人はちょっと体調がすぐわず5分で切り上げた方がいました。それから、退院したとしても医療管理が必要な方もいらっしゃいました。4人のうち2人が実は4年前のニーズ調査で面接した方だったのです。今までのニーズ調査で面接した方へは、毎年年賀状や暑中見舞いを出してつながりを切らさないようにしていましたが、その方の1人は返信を下さったり、一応届いていることを覚えて下さっていた方々でした。今回の面接では、4年前にお会いした方がいることで、やはり4年の年月があっという間に過ぎてしまうということでは、長期入院の患者の方の地域移行のギャップというか、そういうのを更に強く実感したところでした。またその2人の方は生活保護を受けていらしたのでそちらの方で退院支援をやってみようかというような話になったのですが、実際面接に行った時には病状的に難しいということになっており、いろいろな条件が合うことが必要なのだなということも、また実感をいたしました。

そして二つ目ですがこのニーズ調査で得られた情報の分析でした。この46名のデータをどのような切り口で分析できるかをチームですごく悩んだのですが、メンバーである『アゼリア』さんのネットワークで、大学の教授の先生にアドバイスをいただくことができました。46人のデータを見ると、情報の種類や状況の多様性があるために、ちょっと対象を絞った方が良いのではないかとということで、成功例10例ぐらいを集めて分析したらどうだというようなアドバイスをいただきました。その結果は次のページの13～14にまとめておりますが、後ほど見ていただければと思います。

感じたことは、地域につながるきっかけとしまして、病院の関係者と地域の関係者が相互につながることで退院が進んでいるということ、またソーシャルワーカーさんや看護師さんが、患者さんの声を聞き逃さないでタイムリーに対応されていることで退院が成功されているというように思われました。そして課題としては、地域生活から長期に離れていますと、住まいの確保や生活環境を整えるやり取りにより時間が必要になることでした。病院の方もどこに相談したらよいか分からないという声も聞かれましたので、この病院側とのつながりを切らず、退院支援を円滑にできるような仕組み作りがより一層大事だと実感いたしました。

今年度は5月から部会を始めておりますが、活動の方向性としましては、退院の仕組みづくりをより具体的に考えていきたいと思っております。今後は、精神福祉法の改正もありまして、医療保護、入院の流れや退院支援も変わっていく予定ですので、これを踏まえて検討していきたいと思っております。以上です。

会長：

ありがとうございました。続きましてしごと部会からよろしく願いいたします。

しごと部会自主生産グループ担当：

しごと部会のうち自主生産グループの発表をさせていただきます。自主生産グループですが、令和3年度に活動を予定していた自主生産のあり方ということで、他区の自治体を見学することを実施してまいりました。実施した先が新宿区障害者福祉事業所等ネットワーク(しんじゅQuality)というところを見学してまいりました。施設の屋上でミツバチを飼って、ハチミツを共同で作って販売する事業を新宿の作業所で共同で行っている事業所になります。そういうところを含めまして、自主生産及び受注生産等のネットワークもかなり力を入れているところでしたの



で、荒川区内でどこまで取り上げるかも含めて見学を実施してまいりました。既に既存のネットワークが構築されており、受注生産等の割り振り等もシステム化されていることが改めて確認が取れております。

荒川区につきましても作業所の方のネットワークはかなり出来上がっているのではないかと振り返りができております。そういった中で、ネットワークを強化していくことも今後の活動として検討していく中で、これまで要望が多かった就労継続B型事業所と就労移行支援事業所の見学を実施していくことを検討しております。その理由につきましては、区民の福祉サービスの選択の幅を広げ、柔軟なサービス利用につながる一助となることが考えられるためです。柔軟なサービス利用につながる一助といいますのは、就労移行で実際に就職した人のケースを就労継続B型事業所の職員が知ることにより、B型事業所の就労支援のスキルアップが行われるのではないかとこのところで進めていきたいと考えております。

自主生産グループにつきましては、今後の活動内容の見直しを図り新たなテーマを設定して取り組んでいきたいと考えております。仕事に関する困りごとを、実際に各事業所ネットワークにおいて困りごとを顕在化させて共有することで、その整理した内容を、地域課題であるものを解決方法として自立支援協議会等で提案していきたいと考えております。以上です。

しごと部会就労グループ担当：

自立支援協議会のしごと部会は2チームに分かれていまして、一つが自主生産グループで、もう一つがこれから私が発表させていただきます就労グループとなります。就労グループの令和4年度の報告ですが、就労グループに関しては令和3年度から開始されたグループで、令和3年度に関しては、まずしっかりとグループが飽和しないようにさせていただいております。大きく二つの柱でさせていただきました。一つが障がい者雇用の促進、もう一つが障がい者就労支援事業所間の区内の事業所との交流連携を図ってまいりました。この令和3年度から行っていたものを令和4年度も更に引き継ぐ形で進めてまいりました。

令和4年度は、まずそれぞれの事業者間での打ち合わせを行いました。その後更に事業所間の交流として、障がい者雇用を行っている就労移行支援事業所の利用者同士で模擬面接会というのを行ってきました。これが2番になります。あと3番目に、雇用促進の啓発として、区内の企業向けの機関紙である「産業ナビ」や、荒川社協で各家庭に配付している「社協だより」に障がい者就労支援について記事を掲載させていただきました。障がい者就労の理解を考えていただく活動を行わせていただきました。あと職場体験先を開拓していこうということで、職場体験先を開拓してきました。こちらは令和3年度から行いまして、令和3年度では花屋さんの会社でフラワーアレンジメントのお手伝いということで職場体験をさせていただきました。

令和4年度は株式会社『シンフォニー』という会社で、事務補助のお仕事の職場体験をさせていただきました。こちらもしろいろとしごと部会を含め体験の内容や、どの日程でどのくらい行うのか等を、就労移行と私ども就労支援センターの方と一緒に進めてまいりました。1月に予定となりまして、こちらは予定通り行わせていただきました。今回1月に行わせていただいた就労移行の利用者さんは、この後しっかりと就職されたということで、体験の効果が出了のかと思っております。

今後について、こちらは4点あり書かせていただきました。その中で一番下のワーキンググループの四つの柱で進めていくということ、こちらを特に力を入れて行っております。しごと部会のこの就労チームの方も大分基盤が作られてきたので、四つの柱をそれぞれ今まで『じょぶ・あらかわ』で行っていたのですが、この四つを参加している就労移行支援事業所、あとはB型事業所の方と一緒に進めて行っております。職場体験先の開拓は現在も進めて行いまして、今回は更に広

く企業の方たちと一緒に、特に区内の中小の企業の方たち向けの障がい者雇用の就労セミナーみたいなものを行っていこうと現在考えております。二つ目の事業所間交流については就労移行支援事業所の職員同士の横の連携や、支援方法の情報交換を兼ねた勉強会を行う予定を現在考えております。三つ目の地域間交流は、先ほど自主生産チームからもあったように、B型事業所と就労移行支援事業所同士の見学会等を行って、双方でどのような利用者さんが行って、どのような方が就労を目指しているのかを把握していこうということを考えております。四つ目の広報に関しては、引き続き「産業ナビ」、「社協だより」への掲載、今後は更に就労支援障がい者雇用についてSNSで広報・周知を行っていただけると現在考えています。就労グループからは以上になります。

会長：

それでは医療的ケア児等支援部会の活動報告をよろしく願いいたします。

医療的ケア児等支援部会担当：

それでは最後に医療的ケア児等の支援部会の活動報告をさせていただきます。資料19ページ、本部会では、荒川区医療的ケア児等支援協議会の議題・内容の検討、医療的ケア児等の支援策についての検討を行っております。

大きな1.令和4年度の部会の活動状況です。大きく2点掲載しております。11月18日に開催した部会では、2月6日に書面で開催した医療的ケア児等支援協議会のヒアリングについて話し合うとともに、資料の内容などを確認いたしました。医療的ケア児等支援協議会で説明しました今年度(令和5年度)の活動報告は、後ほどご説明いたします。次の11月30日に記載しておりますとおり、特別区における医療的ケア児等支援担当者連絡会に出席いたしました。こちらは東京都福祉保健局が主催してオンラインにて行った連絡会で、当区のほか新宿区や千代田区など計6区が参加いたしました。荒川区からは、医療的ケア児等地域コーディネーターの活動を中心に報告いたしました。各区の医療的ケア児等支援事業について情報交換や意見交換など有意義な会となりました。

続いて2.(1)医療的ケア児の現況を掲載しております。下から3行目の高校生までの医療的ケア児は、重症心身障がいとの重複を合わせて42名いらっしゃいます。重症心身障がい児は医療的ケア児の重複を合わせて19名の方がいらっしゃいます。下から2行目、高校卒業以降の年齢で医療的ケア者は、重症心身障がいとの重複の方を合わせて285名、重症心身障がいの方が医療的ケアとの重複を合せて合計46名いらっしゃる事が分かっております。多くの方が高校卒業後の大人の方が多いですが、高校生までの方も一定程度いる事が分かっております。その下の(2)は令和4年度における医療的ケア児に対する主な新規・充実事業には、令和4年度に荒川区が開始しました、医療的ケア児等地域コーディネーターの配置、医療的ケア児きょうだい児への支援事業のほか、重症心身障がい児者等留守番看護師派遣事業の充実【令和4年度充実】など荒川区が実施した事業について簡単に掲載しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

最後に3.の医療的ケア児等支援部会の令和5年度の取り組み予定について、簡単にご説明いたします。医療的ケア児対象者リストの統合・共有化ですが、現在、医療的ケア児の情報は、関係する各課が窓口で把握した情報等で共有化が進んでおりません。それにより相談される方が各課の窓口でその都度説明を要しまして、負担となっております。また必要とされるサービス提供に漏れが生じる恐れがあることから、医療的ケア児等の情報については、庁内での統合・共有化を図っていきたくと考えております。

二つ目は支援サービスをまとめたパンフレットの作成です。こちらは各課で実施している医療的ケア児を対象とした事業を一つに網羅した資料がありません。そのため、利用者の皆様から分かりにくいというご意見もございます。今後事業や利用に当たっての申請方法などを掲載したパンフレットを作成し、利便性の向上を図ってまいりたいと思っております。

三つ目は、医療的ケア児等の対応事例についての、部会内での情報共有・事例検討です。こちらは医療的ケア児等の支援を行う上で、区や医療的ケア児等コーディネーター並びに各事業所が情報の共有や対応事例の検証を行う場がないため、課題の抽出やより良い対応の検討がされ難い状況にあるため、今後は部会で情報共有や対応事例の検討を行う仕組みを構築してまいります。

最後に掲載してあるのが医療的ケア児等の全戸訪問で、現在、8月以降も区内の医療的ケア児等の状況を全戸訪問しまして、状況把握を行い、今後の医療的ケア児等の支援の検討につなげていきたいと思っております。以上、雑駁でしたが医療的ケア児等支援部会の発表とさせていただきます。

会長：

ただいま6題の発表をいただきました。そのお話を伺うと、皆さまがコロナ禍で大変な思いをされて努力されたことが言葉の端々から感じられました。いろいろお聞きしたいこともたくさんあるのですが、時間が10分ほど押しておりますので、どうしてもというご質問があれば、後からまとめてお受けいたします。よろしいでしょうか。

それでは次の議題資料4「相談支援部会におけるワーキンググループの一部変更について」、事務局からご説明をいただきたいと思っております。

事務局：

21ページの資料4.相談支援部会の研修ワーキンググループを、子どもワーキンググループに変更して活動したいという案です。まず2番の「ワーキンググループの一部変更について」の(2)相談支援部会の研修ワーキンググループの定義から説明をさせていただきます。

相談支援部会は基幹相談支援センターの整備・計画相談の質の向上・人材育成などを主な検討目的として平成29年度に設立したものです。また平成30年度には地域生活拠点の連携の推進などを目的に、相談支援部会の中に地域生活支援拠点ワーキンググループを設けまして、もともと相談支援部会で行っておりました基幹相談支援センターの設置に向けた検討や事例検討会など人材育成の研修をしていた部分は、研修ワーキングとして整備を行いまして、今の二つのワーキンググループ体制となりました。令和2年度には基幹相談支援センターが開設しまして、それまで研修ワーキングが担ってきた計画相談の質の向上、人材育成については基幹相談支援センターが担う形となりました。その後の研修ワーキングでは、障がいの分野や枠を超えてコロナ禍におけるZOOMを活用した相談会や、重層的支援体制整備事業についての研修を実施しました。

(3)「子どもワーキンググループへの変更」についてですが、児童発達支援や放課後等デイサービスの利用者が増えて、手帳不所持者の利用者も増加傾向にあり、障がい児に対する支援の必要が高まっている事情があります。また令和6年度には『たんぼぼセンター』を『児童発達支援センター』として位置づけて、地域における療育支援の中心的な拠点としていく予定になっております。そうした状況の中、関係機関が「子ども」に関する支援体制の構築・強化等を定期的に検討できる場が必要であると考えております。こうした理由から『基幹相談支援センター』の開設に伴い一定の役割を終えた「研修ワーキング」を、「子どもワーキング」に変更したいと考えております。

次の3.子どもワーキングの構成や変更内容については、(1)構成は行政、基幹相談支援センター、障害児相談支援事業所、児童発達支援事業所を考えております。今後の構成につきまして

は、今後の検討テーマに応じて機関を増やすなど柔軟にできるようにワーキングの中で検討する方向で考えております。(2)検討内容案ですが、児童発達支援センターのあり方や・事例検討を通じた地域課題の抽出・インクルージョン体制の構築などを考えております。

会長：

ただいまの「ワーキンググループの変更について」質疑等がございますか。質疑等がなければ了承という形で進めさせていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

(一同拍手)

会長：

ありがとうございます。続きまして次第5.「基幹支援センターの活動報告について」基幹相談支援センターから報告をいただきたいと思っております。

委員：

時間内に入るようにかいつまんでご説明させていただきます。資料5.ですけれども、今回の報告のテーマは各関係機関をつなぐ基幹相談支援センターとしてやっているつもりなのですが、まだまだ足りないところもあるかもしれませんので、是非お聞きいただいてご評価をいただきたいという趣旨になります。

この間お話もありましたように、自立支援協議会の対面での開催がストップしていたので、今まで動画での説明になりましたが、基幹相談支援センターも令和2年11月に開設をさせていただいて、令和2年度は半年間、令和3年・4年と2年半がたったところです。23ページ下、荒川区の今までの相談支援の動きということでご覧いただければと思います。次ページ上段が令和4年の上半期の活動で、下段が下半期の活動になります。基幹相談支援センターにおける仕事の依頼は、総合的な相談を担う相談支援センターの評価と他に3つありますが、今回中心にお伝えするのは相談支援体制の評価の令和4年度、5年度のところを中心をしたいと思っております。

テーマでも申し上げたように「つなぐ」というところですので、基幹相談支援センターで個別の相談を受けて解決のために動くというよりは、各関係機関の方々が困っている事例と一緒に拝見させていただく。基幹支援相談支援センターに寄せられる相談は単純な相談ではなく、障がい児のお子さんがいらっしゃってそのご家庭に障がいをお持ちの親御さんがいる。かつ、高齢者が要介護状態である。そういった障がいの分野だけでなく、介護・保健の分野や児童福祉の分野、または生活困窮の分野など様々なところが関わるので、皆で足並みを揃えて解決していくのがなかなか難しい事例にお付き合いをさせてもらうことが多くなります。そういうことがあるので、基幹相談支援センターは、24ページ上段にあるようにいろんなところとつながらないと仕事にならなくて、相談支援事業所・基幹相談支援センター・地域包括支援センターを全戸訪問したり、特別支援学校や保育園、教育センターに寄らせていただいたり、学校のソーシャルワーカーさんと出会ったり、そういった様々な機関とお付き合いをさせていただき、顔を合わせる中で一緒に事例を解決していくことを目指していく活動を、令和4年度は特に力を入れてやって来たつもりです。

件数としては100件前後になるのですけれども、実際の相談は大体巡回したところからお寄せいただくことが多いです。相談支援事業所を回らせてもらって「今、こういう複雑な事例で困っていますが、一緒に解決に向けて考えてくれないか」とか、地域包括支援センターにお邪魔したのをきっかけに、包括支援センターから「私どもは高齢者のお宅に行っているが、そこに引き

こもりの障がいをお持ちの方がいらっしや、その方の対応をどうしたらよいか分からない」、また特別支援学校、児童相談所、保健所からご相談いただくというのが毎月100件ぐらいあります。

次に25ページの下表からは、モニタリング検証についてご案内させていただきます。相談支援体制の強化で様々な機関とふれあってやりとりしながら、最近、相談支援事業所の資質向上を図るのが基幹相談支援センターにあるので、モニタリング検証と呼ばれる方法で進めてきました。令和3年から取組んで相談支援事業所の持っている事例と一緒に、出会い・見立て・課題の抽出・どんな手立てを取ったのかというそのプロセスを検証することをやっております。令和3年度は1か所ずつやっていたのですが、令和4年度からは1事業所だけでなく、2事業所をワンセットにした形でやっております。それにより2つの事業者同士で気付き合えるようになるので、質の向上を図れるのではないかと考えてやってきました。

3年目になる令和5年度は、今まで積み上げた結果から、皆さんよくご存知の山本五十六方式でさらに相談支援の質を上げるために、主任専門員の面接を相談員の方にやって見せる方法。そのあと主任相談専門員が作るプランと、そして一緒に立ち合っていた相談専門員さんにプランを作ってもらってそれぞれが作ったプランを見せ合う。そして双方で作ったプランをどこが違うとか、どのようにやったら良いのかを評価し合う。そういうふうには最初は1事例を持ってきてやってもらったもの。2年目は事業所を2か所組み合わせさせてやってみる。3年目は実際に主任相談支援専門員が生でとる事例を見てもらって実践に生かしてもらおう。そういうふうな取組みで令和5年度は進めていこうと思っております。いわゆる山本五十六の「やってみて」、「やって見せる」、「言ってみせて」、「させてみて」のところですね。そういったモニタリング検証をやっていきたいと思っております。

最後に時間の関係もあるので、医療的ケア児等と地域コーディネーターの活動についてご報告させていただきます。資料の28ページの医療的ケア児等と地域コーディネーターにつきましては、令和4年度から基幹相談支援センターに配置されていますが、スライドにありますとおり、チラシを作成した後、医療的ケアにまつわる各関係機関を回らせていただいて、実際に個別の事例をコーディネートさせていただきながら、令和4年度を過ごさせていただいております。個別の事例でつながりますと、訪問看護事業所、保健所から徐々に相談が増えてきて、先ほど医療的ケア児等支援部会担当から報告がありましたように、荒川区には全43件の医療的ケア児の方がいらっしやいます。そのうち、コーディネーターの方で18件お会いさせてもらって調整をさせていただきました。よって全戸訪問の話がありましたが、8月以降に残り25件の方を回らせていただくニーズ把握ができることとなります。令和5年度はそういった活動に力を入れていきたいと思っております。

資料の29ページは、実際に医療的ケア児コーディネーターが対応した事例で、地域の相談支援専門員さんが困ってらっしゃる事例について一緒に、伴走させていただきながら、お母さんの負担を減らす対応をさせてもらったことをご案内させていただいておりますのでご覧いただければと思います。

最後に、31ページになりますが、基幹相談支援センターも2年半が終わって4年目・5年目に入って来ますが、総合支援の体制で基幹相談支援センターと今回やっている協議会、そして地域生活支援拠点の3つがしっかりと連動していくことが大事だと言われております。そういった中で基幹相談支援センターの中で話題になっているのは、この法改正を見据えた時に、地域コーディネーターを配置していきながら地域生活支援拠点を充実させていくことが大事ではないかと考えておりますので、国の動向を見ながら荒川区役所の担当の皆様とご相談しながら機関・拠点・協議会が三位一体で地域体制整備ができるように協力をしていきたいと思っております。

一方、31ページの下段は、各地域からの技術提供を求められておりますので、令和4年度実施した1～7までの取組みを記載させていただきました。私の方からは以上です。

会長：

それでは今の発言に対してご質疑ご質問がございますか。よろしいですか。続きまして資料6.「地域生活支援拠点等に係る拠点機能事業所の廃止及び認定について」事務局よりご説明お願いいたします。

事務局：

資料6の概要と現状についてご説明させていただきます。地域生活支援拠点とは障がい者等が地域で安心して暮らし続けていくために緊急時の相談や短期入所などでの受け入れ態勢、また入所施設や病院からの地域移行、1人暮らし等といった地域生活に向けた体験授業の機会や場などの確保など、地域における生活の支援や拠点生活機能を備えた事業所のことを言います。荒川区におきましては1の表、相談からの地域体制づくり、この機能を1つ以上担っている事業所を拠点機能事業所と位置づけているところです。また荒川区内における拠点機能事業所の状況といたしましては、この2.表のとおりとなっております。荒川区では今、7事業所が拠点機能事業所として認定を受けております。内訳は記載のとおり『基幹相談支援センター』をはじめグループホーム『ひぐらし』まで7事業所というようになっております。

続きまして、3.の拠点機能事業所の運営法人である『一般社団法人ソラティオ』が『社会福祉法人ソラティオ』に変わったことに伴い、一般社団法人への認定を廃止しまして、再度同じ内容で『社会福祉法人ソラティオ』に対して認定をし直すというものとなっております。またタイトルが廃止となっておりますが、法人変更に伴います事務手続きに近いものなので、拠点機能事業所が減ったり機能がなくなったりということではありませんのでご安心いただければと思います。事業所としましては『基幹相談支援センター』『精神障がい者相談支援事業所』『ソラティオ』の三つとなります。最後の『ソラティオ23』につきましては「相談支援センターあらかわ」を名称変更したものとなっております。以上、三つの事業所につきまして廃止と認定につきまして、自立支援協議会で質疑をさせていただければと思います。また認定に係る区のチェックといたしまして、その次のページからチェックシートを事務局で作成しております。その別紙の「拠点機能事業所としての認定に係るチェックシート」をご覧ください。

まず、基幹相談支援センターにつきましては、事業所側が担う機能としては「相談」「専門的人材の確保及び養成」「地域の体制づくり」となっております。認定に当たってのチェック項目ですが、荒川区は認定の目安として定めているもので、区で審査した内容としては記載のとおりとなっております。続きまして『精神障害者相談支援事業所コンパス』ですが、機能としては相談がありまして、区で審査した内容は記載のとおりです。最後に『ソラティオ』に関してですが、こちらについては行政の持つサービスに対してそれぞれで認定を行う形になり、大きく三つとなっております。一つ目は特定相談支援及び障害児相談支援となっております。こちらが持つ機能としては相談と自立支援でして、二つ目としては地域移行支援及び地域定着支援となっておりまして、対応する機能としては相談・体験の機会及び場の提供・緊急時の受け入れ及び対応となっております。三つ目は、自立生活援助となっております。機能としては緊急時の受け入れ及び対応となっております。それぞれの機能としては記載のとおりとなっております。区で審査したのものとしては、それぞれの事業として拠点機能事業の機能を満たすものと考えているところです。説明は以上となります。

会長：

ただいまの廃止と認定についてですがまず何かご意見・ご質問ございませんでしょうか。それでは『一般社団法人ソラティオ』における拠点の廃止と『社会福祉法人ソラティオ』における拠点の認定について承認とさせていただきます。よろしいでしょうか。

(一同拍手)

会長：

承認とさせていただきます。続きまして次第の7について事務局よりご案内よろしく申し上げます。

事務局：

次第の7としましては、参考の資料として幾つか変更させていただいていますが、補足説明だけさせていただければと思います。参考1の資料です。(1)ですが、同時に伝えたいことですが、今回作成する「荒川区障がい者総合プラン」につきましては「障がい者プラン」と「障がい福祉計画」「障がい児福祉計画」、これを一体的に作成して総称したものになっております。それぞれの計画については、まず「障がい者プラン」は障害者基本法に基づく計画であります。これまでの経過は39ページの平成12年に初めて作成してから平成30年度の第4期まで、6年ごとに作成しているものです。同じく「障がい福祉計画」ですが、こちらは総合支援法に基づく計画になっていまして、障害福祉サービスの提供体制の確保にかかる目標やサービスの必要な見込み量を定めるものになっております。この計画については平成18年から作成して3年ごとに作成しているものです。同様に「障がい児福祉計画」ですが、児童福祉法に基づく計画になっていまして、障害児通所支援などの提供体制に係る目標ですとかサービスの見込み量を定める計画になっております。下の方に同様に表をご覧くださいと、30年度に初めて作成してからこれも3年ごとに作成している状況です。今回の作成につきましては、今ご説明をいたしましたプランと計画、三つ合わせて全て令和5年度で終了になっております。

こちら新たに令和6年度から計画期間に関するものを策定する予定です。計画の位置づけとしましては、38ページに書いてありますが「幸福実感都市あらかわ」を頂点とした荒川区基本計画など、これらを上位計画として定めるものです。こちらは今後作成したいと考えておりまして、その他にも参考資料を添付しております。今回は時間の都合で説明は割愛させていただきますが、別途お持ち帰りいただき、資料をお読みいただきまして、何かご要望などお気づきのことがありましたら事務局までご連絡いただければと思います。また次の第2回目のこの自立支援協議会におきましては、更に素案をお示しする予定です。その際にもまたご意見・ご要望をお伺いしたいと考えております。説明は以上です。

会長：

先ほど時間は押していたと申し上げましたが、後半非常にご協力をいただいて閉会の予定の1分前です。何かご質問があればここで受けたいと思いますけれども。どうぞ。

委員：

お時間がない中すみません。ワーキンググループの部会の発表の方で二つ質問があります。地域移行の知的の方のワーキンググループの件なのですが、大変難しい課題に取り組んでいただきありがとうございます。私ども『社会福祉協議会』がお任せいただいている重度の知的障がい

の施設で、昨年でも5～6人、地域の方でもやはり入所施設への入所がすごく多くありました。後ろの方の資料には入所施設の人数が減ってきているとあったのですが、地域に戻って来るといふ部分もそうなのですが、やはり荒川にいたいというご希望があっても入所の方に移っていくという事例は多くあります。これは今に始まった課題ではなく、ワーキングの方でご検討いただいで何か光が見えた部分があったり、もしくは難しい部分が改めて出てきていましたらお聞かせいただければと思います。あと2点目なのですが、医療ケア児の支援協議会があって、自立支援協議会に部会があるというところはその関係性が私はちょっと理解できなかったので、協議会と部会とどうして二つあるのかをご説明いただければありがたいと思います。以上です。

会長： よろしくお願いいたします。

地域移行部会知的ワーキンググループ担当：

それでは知的ワーキンググループからご質問についてご説明をいたします。実際、施設入所の方が減って来ているというのは事実ではありますが、施設入所の方の高齢化が進んでおまして、特別養護老人ホームに移られたり、お亡くなりになる方もいらっしゃいます。ですので、施設入所の方が減っている理由として、地域移行が全てではなく、荒川区の地域移行が進んでいるといった実感は薄いというのが実情です。今回部会の報告をさせていただいた中でも、実際体験をした上で、なかなか前に進めない方もいらっしゃるの、地域移行は簡単な話ではありません。ご利用者さんの気持ちに寄り添うというところは一番大切な部分であるのですが、施設に入所している方も高齢化が進んでいて、20～30年施設に入所している方を荒川区内に戻すことが本当に地域移行なのかということでもすごく悩んでいる部分もあります。ですので、ご年齢ということもありますし、ご本人の特性を見た上で、やはり地域移行は慎重に進めていかなければならないというように考えております。以上です。

研修ワーキンググループ担当：

医療的ケア児等支援協議会、支援部会についてのご質問です。説明が不足しておりましたが、医療的ケア児等支援部会は自立支援協議会の下にぶら下がっている部会でもあるのですが、この医ケア部会のみ医療的ケア児等支援協議会の方にも属しております。医療的ケア児等支援協議会というのは令和3年の2月に設置したのですが、医療的ケア児等が心身の状況に応じた適切な支援を受け、地域において安心して生活を営むことができるように、関係機関の情報共有及び意見交換を行う協議の場として、この自立支援協議会とは別途設置している協議会です。参考までに、メンバーとしましては医療関係者の方や障がい福祉事業所の方、保育関係や教育関係など16名ほど参加していただいております。

委員：両方の協議会の部会ですか。

研修ワーキンググループ担当：

そうです。医ケア部会のみ両方ともぶら下がっている感じになっています。

委員：ありがとうございます。

会長：

よろしいですか。そろそろ時間ですので、最後に事務局から次回開催についてお願いいたし



ます。

事務局：

次回の開催ですが、現在調整中で、10月ごろに開催を考えております。決まりましたら別途ご案内をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

会長：

本日も活発なご意見・貴重なご発言もありました。ありがとうございました。それではこれで本日の令和5年度第1回荒川区自立支援協議会を閉会いたします。皆様、どうもありがとうございました。

以 上